市民病院から紹介を受けた場合の算定例

自院へ通院

1

1 周術期の管理前（自院へ外来受診していた患者の場合）

歯管（周術期管理料との同月算定不可）

通常の歯科治療・SC・SRP 等

病院から依頼

病院から依頼を受けた場合、周術期口腔機能管理料の算定しない場合でも、病院への管理報告書の提供をお願い致します。

2

2 手術前の管理（自院への外来）

周術期口腔機能管理計画策定料 300 点（１回限り）

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）術前 280 点（手術前に１回限り）

（以降、周術期管理中は歯管や医管などとの同月算定不可）

病名：「ＣやＰ」「周術期口腔機能管理中」「術後合併症」など

通常の歯科治療・SC・SRP・暫間固定等

入院

入院中

手術

手術例）　頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
心臓血管外科手術・人工股関節置換術等の整形外科手術
臓器移植手術・造血幹細胞移植・脳卒中に対する手術

気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した装置は印象料 42 点、「口腔内装置３」680 点で算定

退院

自院へ通院

3

3 手術後の管理（退院後、自院への外来）

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）190 点（手術後３月以内に３回限り）

化学療法や放射線療法、緩和ケアの対象となる患者においては周（Ⅰ）の算定翌月以降、**周術期口腔機能管理料（Ⅲ）200 点**の算定も可（月１回限り）

（周術期の管理翌月以降は歯管の算定可）

【文書の取り扱い】

周術期口腔機能管理計画策定料：「周術期口腔機能管理計画書」を患者へ
周術期口腔機能管理料（Ⅰ）（Ⅲ）：「周術期口腔機能管理報告書」を患者へ
診療情報提供料：「歯科診療経過報告書」または市民病院作製の報告書を市民病院へ

「周術期口腔機能管理計画書」「周術期口腔機能管理報告書」「歯科診療経過報告書」は市歯ホームページよりダウンロードが可能です。